

府中市総合計画審議会起草委員会の設置について（案）

1 目的

第 6 次府中市総合計画後期基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、府中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）が行う審議の効率化を図るため、審議会内に起草委員会を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

起草委員会は、審議会会長の依頼に応じ、次に掲げる資料等を参考として審議を行い、計画の原案を作成して審議会に報告するものとする。

- (1) 府中市総合計画市民検討会議報告書
- (2) 市民の意見を聴く会及びグループインタビュー等市民の意見
- (3) 市が提出する計画策定に関する各種資料
- (4) 審議会における各委員の意見等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会会長が必要と認める各種資料等

3 組織

- (1) 起草委員会は、審議会委員の中から選出した 8 名以内で組織する。
- (2) 前項の委員は、審議会会長が選出する。

4 委員の任期

委員の任期は、前条の規定により審議会会長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

5 起草委員長及び副委員長

- (1) 起草委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、審議会副会長とする。
- (3) 委員長は、起草委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長が指名するものをもって充てる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 起草委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 起草委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 起草委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、起草委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

7 庶務

起草委員会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

8 その他

ここに定めるもののほか起草委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。